



Title	戦後社会教育職員の系譜
Author(s)	石黒, 英彦
Citation	社会教育研究, 4, 57-66
Issue Date	1982-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28427
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P57-66.pdf



戦後社会教育職員の系譜

石 黒 英 彦

1 はじめに

わが国の社会教育は、その歴史経過が示すように行政主導の展開と言える。だが、70年代からの国民の「権利としての社会教育」という認識の高まりは、公的社会教育のあり方、さらには実際に社会教育を推進する社会教育職員（以下職員と略す）の問題へと収れんしてきている。その状況は現段階の低成長経済＝自治体「合理化」の中でいっそう複雑な問題となっており、それを国独資下の政府・財界の政策と国民の教育・文化運動という基本的対抗関係と押えるなら、前者それ自体の矛盾の中で展開される地域・住民支配の職員政策と住民の学習権を保障する職員の役割、という関係の中でその性格と役割を現段階において明確にする必要がある。

本稿は、以上の問題意識に立ち、この職員問題克服として先ずこれまでの職員研究の流れをその政策をふまえながら追い、そしてその到達点を明らかにし、今後の研究課題を提起しようとするものである。尚、ここでは職員として社会教育主事（以下社教主事と略す）と公民館主事に限定して考えるが、その理由として政策や理論さらに現場においてこれまで最も矛盾関係が現われているからである。

2 社会教育職員政策の動向

社会教育職員政策は戦前・戦後を通じ第1表のような経過をたどってきている。しかし、社教主事と公民館主事とを比べた時、ほぼ一貫した政策体系となっていることが

わかる。それを簡単に言うと、戦前から設置されていた教化委員としての社教主事が戦後の民主化（公民館・主事の設置）の中にあっても実質上存続し、それが除々に法制化され、その動向は行政機関である教育委員会事務局を中心とした職員体制となり、他方教育機関の施設職員軽視という方向へと流れるのである。このような両者の不均等な展開は、51年の法改正を手始めとして59年・71

第1表

	社会教育主事	公民館主事
1920年	「地方社会教育担当主任吏員の設置について」	_____
25	「地方社会教育職員制」	_____
46	_____	「公民館設置運営について」
47	地方自治法施行規定一部改正	_____
48	教育委員会法施行令	_____
49	_____	社会教育法
51	社会教育一部改正	_____
59	社会教育法大改正	左に同じ
同年	_____	「公民館の設置及び運営に関する基準」
71	社会教育審議会答申	左に同じ
同年	「社会教育主事の未設置市町村の解消について」	_____
72	社会教育指導員制度	_____
74	派遣社会教育主事制度	_____

年とそれぞれの時期に応じた職員政策が実施されることになる。

さらに、第1表に即してそれらの内容について見てみると、第2表に示してあるとより前述した主張を裏づけていると言えよう。ここ

では立入った説明は割愛するが、特に両者の専門職規定の不平等は今日においても変わりなく、70年後半には施設職員の「合理化」の嵐が各地で巻き起こり実質的な施設職員とりわけ公民館主事の後退状況が現われてきているのである。

第2表

	社会教育主事	公民館主事
25年	都道府県に設置。性格は天皇の官吏とし、職務は地方の社会教育の視察・指導。	
46		「(大)公民館に専任又は兼任の職員を置く。公民館職員は主事と呼び館長が公民館委員の意見によって選定し……」
47	職名を明記	
48	都道府県に設置。職務は「上司の命を受け、社会教育に関する視察・指導、その他の事務を掌る」	
49		「公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる」
51	都道府県必置・市町村任意。職務「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。命令及び監督をしてはならない」資格・講習・研修など。	
59	市町村必置。講習を大学以外のその他の教育機関まで拡大。	主事が明記。職務「館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる」
同年		「社会教育に関し識見と経験を有し、且公民館事業に関する専門的な知識と技術を有する」
71	職務、社会教育計画の立案者及び学習の促進者としての役割。	
72	市町村教委に設置される非常勤職員。職務は社会教育の特定分野についての直接指導・学習相談・団体の育成など。	
74	都道府県教委が市町村教委へ主事を派遣して市町村の社会教育行政に従事させる。75年スポーツ担当の派遣立事実施。	

3 社会教育職員論の流れ

(1) 戦後初期の社会教育職員論

戦後の職員研究は、制度が一応整ってくる頃から次第に現われてくる。しかし、その登場は職員論としてではなく、指導者論と混同したものであった。

その代表的な論文として、三井為友氏「社会教育指導者原理」¹⁾

(1955年)やそれを整理・発展させた「社会教育の指導者」²⁾

(61年)がある。その特徴点は、

- 1) 社会教育の指導者を、①条件整備者(社教主事・公民館主事等)、
- ②集団活動の組織・編成者(団体役員等)、
- ③素材提供者(各専門家)
- ④有志指導者と類型化、2) 結論と

して社教指導者は④の有志指導者に限定されるべきで、社教主事・公民館主事ではないと主張している点にある。だが、この指導者論は後に小林氏が指摘するように団体の指導者と教育専門職たるべき公的職員とを混同しているものであり、さらに現実の職員の問題や苦悩をとらえていない点で問題を残すことになる。また、このような論文の背景には戦前の上からの「指導者」が戦後タブー視され

たことや社会教育法法制化に際しての「自由」の強調と他方での社会教育の主体のあいまいさ等があったものと考えられる。

しかし、その中であって津高正文氏「社会教育主事活動の限界」³⁾(55年)は、近畿社会教育研究協議会という職員集団に着目し、そこから出てくる現場職員の限界性を指摘する。そしてさらに、氏は「社会教育本質論」⁴⁾(56年)にて、社会教育を民間の教育・文化運動と敵対するものと押え、それを「側役」とし、正しい側役を果すには敵対者としての性格を落とし、よき協力者となることを主張するのである。

このように氏は現実には直面している公務員としての職員の限界をふまえながら、いわゆる社会教育「側役」論として前述の「指導者」論から「職員」論として導いた最初の論文を出したのである。

(2) 60年代の社会教育職員論

60年代の職員論は59年の社教法大改正によって反動的な職員政策が進む中、前述の津高氏を発展させる論文がいくつか現れてくる。

その一つに、宇佐川満氏「社会教育の専門職員」⁵⁾(62年)がある。それは先ず戦前・戦後を通じ社教主事中心の政策に注目し、その設置とりわけ都道府県段階の設置に疑問を示し、それを法制度から検討していく。氏は社教法第9条の三の規定から次の三つの限界・制約を示す。1)「社会教育を行なう者」という対象の限界。2)命令・監督でなく助言・指導という限界。3)「専門的技術的」という専門職としての制約。そして、その専門性の中味を社会教育の内容と方法に関する識見・教養と経験、高度な教育技術、とするのである。しかし、氏の最終的な見解は社教主事・公民館主事を指導者とすることに反対し、あくまで専門的条件整備者であるとしている点で法解釈から社教主事をとらえたことは評価できるが、しかしまだ「指導者」論が主張する見解から脱していないと言わざるをえないのであり、さらにその中味が問われることになろう。

他方、社教主事と公民館主事の異なった政策に着目し、その是非をめぐって争った福尾・徳永論争⁶⁾(59～60年)がある。その主要な点だけを追ってみると、先ず福尾氏が社教主事の必置自体は望ましいとしながらも、その養成に国家が介入する危険があると指摘し、自由な社会教育活動を行なうためには必置制を利用して民主的な主事を配置し、さらにはさまざまな民主的団体活動家の結合を主張する。それに対し徳永氏は、公民館主事軽視こそ問題にすべきであり、そして公民館主事を民主的な指導者としてもよいのではと提起し、そのためには主事の自覚と研究さらに主事仲間の強化を主張するのである。しかし、それに福尾氏が再批判する中、結論として国民の立場でもって職員のもつ苦悩を克服する視点を求め、そのために主事の労働者としての自覚・身分保障のための労働組合の強化と住民との連けいを提起するのである。

以上、この論争により始めて職員の立場と労働者としての性格を明確にした点で重要な論争と言えよう。その後、横山宏氏「社会教育職員の専門性について」⁷⁾(61年)、小川利夫氏「社会教育に

における『専門職の専門性』の確立について⁸⁾(62年)、津高氏「社会教育職員の専門性について」⁹⁾(63年)と相次いでその専門性をめぐって論文が登場してくる。

そこで先ず、前述した宇佐川氏を批判する津高論文を検討してみる。氏は法解釈による専門性論議の限界性を指摘し、現実の矛盾克服のためにはそれを運動論としてとらえることを主張する。それは職員役割を住民の民主的な組織化を計る組織者とし、その専門性を職員の教育実践から考えるのが基本と押え、そして専門性形成には不断の研修や各人の特定領域の専門的研修の必要性を強調するのである。

では次に、小川氏前掲論文とさらにそれを展開させた「社会教育の組織と体制」¹⁰⁾(64年)の職員の記述の中での重要な点を述べてみる。前者においては、公民館主事を「教育・学習の自由」を守り育てる教育的組織化の専門的な担い手、と定める。そして、そのための「専門性」を確立するためには、1) 社会教育における「教育科学の発展」、2) 国民的な世論の承認とその積極的な支持、の二つが必要であるとし、またその前提として職員の教育実践を基本にすえるのである。次に、氏の後者の論文においては、社教主事と公民館主事との兼務状況と双方の専門職規定から専門性の問題は後者から前者へと及ぶべきであるとし、さらに現実の逆の政策展開はその事から職員の二面性を物語っている、と指摘する。その一つは「公僕」(自治体教育労働者)としての側面ともう一つは「公務員」(官吏)としての側面である。

以上のように、津高・小川両氏により職員の専門性を教育実践からとらえる基本的視点が明らかにされ、その役割や方策が主張されるのであるが、とりわけ小川が指摘した職員の二面性と「自治体教育労働者」という規定を行なったことは、これまでの職員論を大きく発展させたものと言える。

こうして60年代に入って除々に各論者から職員に関する論文が出されるのであるが、他方現場の状況は農業改善・地域開発政策や自治体「合理化」の中で職員の不当配転が各地で起きてくる時期であった。しかし、そのような中から現場からの画期的な論文「公民館主事の性格と役割」¹¹⁾(65年)いわゆる下伊那テーゼがそれである。ここではその内容についてはあえて省略するが、その論文では「教育専門職」と「自治体労働者」という二つの性格の統一がきわめて実践的な課題としてあげられ、さらに主事の具体的な仕事を学習内容の編成と学習活動の組織化の二つを提起したのである。

その後、このテーゼをさらに具体的に進めるのが、自分自身の不当配転と闘う中で整理した島田修一氏「公民館主事専門職化の条件」¹²⁾(67年)であろう。氏はこれまでの職員政策を真に国民の社会教育とする方向とは逆の方向であると指摘し、その問題を公民館主事専門職化の問題であると規定し、さらには社会教育民主化、住民自治確立の問題としてとらえようとする。そして、その専門性保障条件と課題を次のように整理する。条件として ①教育・文化に関する専門的な教養の修得 ②定員・施設・予算・身分・研修等の保障 ③民主的な人事体制 ④主事集団の形成 ⑤労働者としての自覚 ⑥住民と結びついた実践の広がり。次に課題として、①日常の実践の積み上げ ②労働組合の

組織 ③自治研活動の積み上げと住民共闘組織の形成。以上のように、氏は自分自身に起こった配転問題を専門職化ととらえる中、その克服の方向を示した点で下伊那テーゼを理論的に発展させたものと言える。だがしかし、氏の示した条件はその「あるべき論」として整理されたものであり、課題もこれまで一貫して言われてきた点で、さらに職員自体やそれを取りまく状況等の分析が残されていると言えよう。

これまで60年代の職員論を見てきたのであるが、他方その流れとは異なる論文も後半以降70年代前半にとりわけ文部省社会教育局の中から出てくる。ここではそれらの特徴点だけを示すにとどめておくが、その主な論文として日高幸男氏「社会教育主事の職務」¹³⁾(67年)、福原匡彦氏「私の社会教育主事論」¹⁴⁾(69年)、今村武俊氏「社会教育主事の専門性に関する一考察」¹⁵⁾(71年)があげられる。まず、日高氏の座談会をまとめた論文では、社教主事の役割として今日でもよく用いられる3P論(プランナー・プロデューサー・プログラマー)を主張した点で注目されるが、そこでは社教主事を法解釈から分析を行っており、それはここで示した論文に共通する特徴点となっている。次に福原氏の論文では、先ず社教主事の強化こそ社会教育振興の方法であると主張し、一部で実施されている派遣社教主事方式への期待を述べ、さらに社教主事確保については生涯教育という観点から教員の社教主事転入を積極的に評価するのである。しかし、他方公民館主事については法制度のあいまいさを指摘しただけにとどまり、現実には社教主事を設置し公民館主事を兼ねる方法を述べるのである。氏のこのような主張は、70年代の職員政策いわゆる社教主事中心の政策を裏づけている点で注目すべき論文であり、その流れは71年の今村論文へと受け継がれることになる。今村氏はその前に出された社教審査申に基づきながら、先ず社教主事の位置を教育的配慮をもって上司の指揮監督下にある専門的職員とし、その職務を基本的には日高氏の3P論を支持する。また、社教主事講習はオリエンテーション程度と解し、基本は短大・高専以上の基礎資質の必要性を指摘し、さらにそれをふまえた具体的な社教主事の専門性の中味を提示するのである。その中味については省略するが、この今村論文をめぐっていくつかの論議が展開されるのである。¹⁶⁾しかし多少の専門性についての相異点が出されても結局は社教主事中心の専門職論であり、今村論文¹⁷⁾で見られるように、社教主事の専門性も公民館主事と範囲は同じとしながらもそれより高水準のもの、と規定されることになる。

(3) 70年代以降の社会教育職員論

これまで職員論の流れをだどってきたのであるが、60年代後半以降において次第にその流れを異にする論文が現われてきたと言える。その一方が今村論文等の社教主事専門職論とすると、他方は島田を代表例とする公民館主事専門職化論であろう。そこで70年代に入ってさらに活発化する後者の流れがどう展開されるかを概括的に見てみることにする。

先ず70年代始めの論文として、小林文人氏の「職員の専門職」¹⁸⁾(71年)さらに「社会教育職員研究の現代的意義」¹⁹⁾(74年)がある。氏は先ず今後の職員研究をそのもつ独自の問題に限定す

べきであるとし、職員の二面性（先兵と専門職員）と住民が求める職員像との複雑な矛盾関係を解明する実践的な課題、さらには社会教育の本質をとらえ直す作業でもあるとする。そして、一連の職員政策の動向を非専門職の状況と押え、その克服として職員集団の自覚的組織化と地域の創出の課題を先進的な事例から提起し、その方向は国民の学習権保障を守り育てる専門職員であり、専門性であることを主張するのである。

次に、小川氏の職員論²⁰⁾を見ることにする。氏は小林氏と同様に限定して職員をとらえ、そしてこれまでの専門職論を労務管理的なものと同様と専門職論または専門職の専門性を区別し、後者の立場を主張する。さらに、専門職概念を現実の展開過程から技術的・政策的なものとし、その問題を社会運動と行政との矛盾の中で具体化されるというのちに見る外在的矛盾から内在的矛盾へと整理する。また、60年代に提起した「教育公務員労働者」という性格から導かれる教育・公務員・労働者としての三重苦は、疑似「エリート・インテリ」と「労働者・インテリ」の二つの道のどちらかに導かれ、本来の職員は後者の道を辿るとし、そして、氏の具体的な提起として一つに施設の学習文化活動要員の質量の拡充、さらにはそのための研修等の条件整備の充実を主張するのである。

以上、70年代初期に見られる小林・小川両氏の職員論の特徴点を簡単に押えたのであるが、しかしそこにも少なからぬ問題が残されていると言えよう。それを列記してみると、一つに、職員研究をそれ独自の問題としてとらえることは初めの段階では必要と考えるが、しかし現実の職員問題を考える時、果してそれだけでいいのかと言うこと。二つに、先進事例を取り上げるのはいいが、さらにその具体的な分析がないこと。三つに、二と関連して「教育公務員労働者」の実態を現実に即して明らかにされていないこと等が指摘できる。

では三番目として前二氏の基調をふまえながら社会教育労働の面から分析を行なった島田氏の職員論²¹⁾を検討してみる。氏は社会教育労働概念を「人びとの学習意欲を組織し、教育・学習活動をとおして自己の成長と発達の可能性に確信をいだかせ、自から自覚的な自己形成主体の意思を組織する教育的いとなみ」と規定する。しかし、現体制のもとでは前述した「二面性」をもたざるをえないとし、したがって「権利としての社会教育」と把握したうえでその労働概念を規定すべきであるとして、この二面性を克服する力を内蔵した労働を明らかにする必要性を説くのである。そしてさらには、労働の特質を「公務労働性」という本来の意味から吟味し、次の4つの点を指摘をする。それは国民の教育・文化要求に根ざす「共同事務性」と学習を保障し意欲を高める「教育科学性」、そしてそれを保障する職員集団の組織化にささえられる「指導性」と学習者たる国民が主体的に参加して実現する「民衆統制」である。また、社教労働の現実的特質として学校教育との比較から、「総合性」と「分化性」をあげ、さらにその実践から求められる「専門性」を、1) 成人の学習要求の把握とその教育的編成 2) 成人の過去の学習経験や価値観等の分析とそれに応じた学習方法の提示 3) 成人による学習過程の検証、という三点を指摘する。このように、氏によって社教労働の分析が試みられ、それをふま

えて社教労働者の課題を次のように提起する。一つに、国民の学習権を保障しうる専門職としての自己形成 — 労働者性と専門職性の統一 — そして職場集団の形成。二つに、国民と教育労働者との結合による地域教育計画の主体形成 — 社教労働者が中心となつての「地域教育集会」・「地域教育懇談会」等の組織化や社教労働者と学校教育労働者の結合 — をあげるのである。

しかし、島田氏のいう「教育科学性」や「専門性」の内容について、のち宮坂広作氏によって批判されることになる。²²⁾ その批判とは公民館主事が学習者の思想・心理や過去の経験まで調査・分析されることに対し、プライバシーを損なう危険があり、主事が「役人」である以上たとえそれが教育公務員労働者としても住民の生活に入り込むことはできない、と主張する点にある。そして、島田氏の「科学的専門性」の内実が理解できないとし、氏の結論として「学習諸分野にかかわる科学研究にもとづく専門性」という社会教育の学習内容についての専門性を新たに提起するのである。

だが、島田氏はその批判に対し「社会教育の自由の古典的理解に立つ『外的事項限定論』」であると再批判し、職員はもはやそれを実践的に克服し、その公務労働が住民との教育実践の中で国民の学習権保障を生み出している²³⁾と反論するのである。

以上、島田氏社会教育労働論と島田・宮坂両氏の「専門性」論争を概括したのであるが、それらは前述の小林・小川両氏をさらに進めた理論研究と言えるが、しかしそれを具体的な実証を通じて分析していない点で両氏の主張に限界性が見られるのであり、それゆえ実践レベルにおける検討が今後重要となるであろう。

3 社会教育職員研究の課題

これまで戦後における職員論を概括的に追ってきたのであるが、全般的に見て職員研究は60年代半ば以降から次第に注目されはじめた領域であり、それは61年～65年をピークとする不当配転問題が反面教師として作用したと考えられる。しかし、これまでの職員研究とりわけ70年代の成果が今日職員がかかえる複雑な問題に答えきれるであろうか、という疑問を寄せざるをえないような現実が横たわっているのである。そこで、今後職員研究の課題を明らかにするうえで大いに示唆を与えてくれる論文を見ることにする。

まず、そのような疑問に早くから指摘をしていた山田定市氏「現代の農業・農民問題と社会教育」²⁴⁾(73年)の論文がある。その職員についての記述を見ると、これまでの職員研究には次のような混乱点があるとす。1) 労働者性と専門性が対置概念として理論的に整理されただけで、実践課題として答えていない。2) 職員の法規定がそのまま理論的検討の中にもちこまれたこと。3) 身分保障の問題が専門性論議に直結されたこと。4) 地域で活動する労働者を見ていないこと等をあげ、そして今後の課題として、1) 社教活動の現段階的性格 2) 自治体の構造と性格 3) 1)と2)から規制される職員の性格 4) 総体としての社会教育の性格、というように社会教育活動の内容と地方自治体の中味を押えた上で職員をとらえようとする。また、専門性についても言及し、労働者として

の専門性と職員としての専門性という二重の専門性を提起するのである。

次に、北海道をフィールドに社教職員とりわけ社教主事を中心とした実証研究を行なっている高倉嗣昌氏論文、「社会教育主事をとりまく諸条件とその『専門性』形成（75年）、「社会教育主事の専門性」²⁵⁾（79年）の中でのいくつかの指摘が注目される。一つに、実態調査の中から職員の貧困は自治体職員組織全体の貧困であると把握し、それ故後者の問題に取り組む必要性を、二つに、職員の役割を地域の社会構造との関連からとらえること。そして、これまでの職員研究が「あるべき論」を追求してきたことを指摘し、今後は「sollen」をふまえた「sein」の析析の必要性を主張するのである。それはこれまで言われてきた職員集団の形成や学習者との結合等がみられない多くの地域では、それをどう形成するかが先ず課題としてあることを指摘する。そのために後者にとっては社会教育を生活者のものであるという基本的な考え方から、行政に学習者をなじませるのではなく生活者に公的社会教育をなじませる方向に転換することを、前者については島田氏が課題としてあげた「地域教育集会」の組織化や学校教育労働者との結合はまだ努力目標であり、また自治体労働者や学校教育労働者の現状を考えると、むしろ、彼らに社会教育を接近させる努力が先ず必要であることを、きわめて現実面から述べるのである。

以上、山田・高倉両氏の論文で指摘されている点は、今後の職員研究を進めるうえでふまえないといけないものであり、とりわけ、高倉氏の指摘する社教職員のきびしい状況は、北海道にかぎらない全国的なものと言えよう。それゆえ、本稿のまとめとして若干ながらその課題を整理してみることにする。

先ず、職員自体をとらえる前に、山田氏²⁶⁾が指摘するように社会教育政策それ自体の矛盾、そして現実に社会教育活動として行なわれている内容を押える。そして、それを推進する機関としての地方自治体のもつ二面性、さらには職員の二面性を行財政調査と職員実態調査からその全体像を明らかにする必要性があり、それによって「自治体教育公務員労働者」の中味をとらえる必要があるろう。

次に、その具体的な分析視点を考える場合に考慮しなければならないいくつかの点があげられる。その一つが地域性、つまり大きくは都市と農村という性格に即して分析する視点である。なぜならば都市においては民間の教育文化産業ゆきに社会教育の実態は把握できないであろうし、そこでは当然それを担う労働者をも含めた職員分析が、また農村においても農協や農業改良普及所の職員を視野に入れた研究が必要と考える。二つに、今日の社会教育行政の現状や職員政策を考えると、地域に位置づく関連施設をも含める社教施設を媒介とした各職員の実態分析も早急な課題と言えよう。

以上のように、職員研究の課題や新たな視角が提起できるのであるが、今後さらに研究を発展させる鍵として、今日さかんに議論されている公務労働論や教育労働論の成果をふまえる必要もあろう。

参 考 文 献

- 平沢薫「社会教育主事の歴史」『社会教育』1959、8
国立教育研究所『日本近代教育百年史8、社会教育(2)』
福尾武彦・岡本正平『新しい社会教育』1956
寺中作雄『社会教育法解説』1949
宮地茂『改正社会教育法解説』1959
社会教育推進全国協議会『社会教育ハンドブック』1979
野呂隆「1960年代の社会教育」『月刊社会教育』1969、12
上田幸夫『戦後社会教育職員論の系譜(1)・(2)』東洋大学文学部紀要1977、78

注 記

- 1) 三井為友「社会教育指導者原理」『社会教育』1955、1
- 2) 三井為友・吉田昇・田代元彌・田辺信一「社会教育の指導者」講座日本の社会教育1『社会教育計画』1961年
- 3) 津高正文「社会教育主事活動の限界」『社会教育』1955、12
- 4) 同上、『社会教育論』1956
- 5) 宇佐川満「社会教育の専門職員」『現代社会教育』1962
- 6) 福尾武彦「新しい段階の社会教育」『月刊社会教育』1959、8、徳永功「現場に生きる理論を」同上1959、10、福尾「主事のたちばと生き方」同上1960、6
- 7) 横山宏「社会教育職員の専門性について」同上、1961、6
- 8) 小川利夫「社会教育における『専門職の専門性』の確立について」同上、1962、6
- 9) 津高正文「社会教育職員の専門性について」同上、1963、1・2・3
- 10) 小川利夫「社会教育の組織と体制」『社会教育講義』1964
- 11) 下伊那主事会「公民館主事の性格と役割」『現代公民館論』日本の社会教育第9集1965
- 12) 島田修一「公民館主事専門職化の条件」『月刊社会教育』1967、3
- 13) 日高幸男「社会教育主事の職務」国立社会教育研究所紀要1967
- 14) 福原匡彦「私の社会教育主事論」『社会教育』1969、12
- 15) 今村武俊「社会教育主事の専門性に関する一考察」同上、1971、9
- 16) 佐藤信一「社会教育主事の専門性」同上、1972、4、日高幸男「社会教育主事の専門性とその職務」同上、1972、5、二関隆美「社会教育主事論」同上、1972、6
- 17) 今村武俊「社会教育主事の専門性」同上、1972、6
- 18) 小林文人「職員の専門職」『社会教育事典』1971

- 19) 同上、「社会教育職員研究の現代的意義」『社会教育職員論』日本の社会教育第18集
1974
- 20) 小川利夫『社会教育と国民の学習権』1973、「社会教育職員の『専門職化』問題」前掲、
『社会教育職員論』
- 21) 島田修一「社会教育職員の『専門性』をめぐる諸問題」日本教育法学会年報2、1973、
「社会教育労働論」講座日本の教育9『社会教育』1975、「社会教育労働」双書現代の精
神的労働『公務労働の理論』1977
- 22) 宮坂広作「社会教育職員専門職化論の批判的再検討」東京大学教育学部紀要第19巻
1979
- 23) 島田修一「公教育としての社会教育」講座教育法2『教育権と学習権』1980
- 24) 山田定市「現代の農業・農民問題と社会教育」社会教育学会紀要1973
- 25) 高倉嗣昌「社会教育主事をとりまく諸条件とその『専門性』形成」北海道大学教育部紀要第24
号、1975、「社会教育主事の専門性」社会教育講座3『社会教育の経営』1979
- 26) 前掲(24)、山田論文